

令和7年度第9回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期 日 令和7年12月9日（火）午後2時00分開会

2 場 所 佐倉市役所1号館6階 農業委員会会議室

3 出席委員（12名）

1番	梅澤孝雄	2番	眞野文雄
3番	足立正道	5番	牛玖良一
7番	林重孝	8番	山崎宏
9番	立田正人	10番	藤崎光弘
11番	太田原修	12番	江川昌子
14番	兼坂仁	15番	石田和久（議長）

4 欠席委員（3名）

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和7年度第9次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見
について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 康秀

主査補 今川 大輔

◎開　　会

午後 2 時 00 分開議

◎諸般の報告

○事務局長

定刻となりましたので、只今から令和 7 年度第 9 回農業委員会総会を開催いたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会の開催でございますが、令和 8 年 1 月 9 日（金）会場は佐倉市役所 1 号館 6 階農業委員会会議室におきまして、午後 2 時 30 分から開催いたしますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は 12 名で佐倉市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和 7 年度第 9 回総会は成立了したので直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

日程第 1 、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

――― (異議なしの声あり) ―――

◎議長

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第 2 、会議録署名人の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思います

が、これにご異議ございませんか。

—— (異議なしの声あり) ——

○議長

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号 2 番 真野文雄委員、議席番号 3 番 足立正道委員を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第 3 、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 令和 7 年度第 9 次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

以上、 3 議案でございます。

本総会については、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

◎議案第 1 号の説明

○事務局長

議案第 1 号につきまして、ご説明いたします。

総会議案の 1 ページから 3 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農業経営安定等のため売買に伴う所有権の移転が 2 件、賃借権等の設定が 1 件、営農型太陽光発電施設の更新による区分地上権の設定が 2 件、使用貸借権の設定 1 件について審議をもとめるものでございます。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

議案第1号第1項の調査報告を事務局よりお願いします。

○事務局

事務局より議案第1号第1項について、報告致します。

東京都中央区の株式会社●●●●●●●●は、太陽光発電事業を営んでおります。

申請にあたっては、●●●に住む●●●さんが所有する●●●の畠1筆●●●●m²に當農型太陽光発電施設を設置し、下部においてはグループ会社の株式会社●●●●●がサカキを栽培しております。

令和4年1月28日付けで3年間の許可がされおり、その期間が満了となるため、再度、区分地上権の設定を行い、許可期間の延長をするものです。

特に問題は無いものと思われます。

よろしくご審議の程お願いします。

○議長

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたらお願いいたします。

----- (発言者なし) -----

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

----- (賛成者挙手) -----

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第1項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号第2項の調査報告を牛久委員よりお願いします。

○牛久委員

議席番号5番の牛久です。

議案第1号第2項の調査報告をいたします。

権利者の●●●●の合同会社●●●●●●●●は、農業経営の安定を図るため義務者

の●●に住む●●●●さん、●●●さんとの話がまとまり、●●の水田●筆●●●●m²を購入することとなりました。

特に問題は無いものと思われます。

よろしくご審議の程お願いします。

○議長

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたらお願ひいたします。

----- (発言者なし) -----

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

----- (賛成者挙手) -----

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第2項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号第3項の調査報告を事務局よりお願ひします。

○事務局

事務局より議案第1号第3項の調査報告をいたします。

権利者の●●に住む●●●さんは、農業経営の規模拡大を図るため、義務者の●●に住む●●●●さんとの話がまとまり●●の畠●筆●●●●m²を購入することとなりました。

特に問題は無いものと思われます。

よろしくご審議の程お願いします。

○議長

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたらお願ひいたします。

----- (発言者なし) -----

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。議案第1号第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

----- (賛成者挙手) -----

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第3項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号第4項の調査報告を事務局よりお願いします。

○事務局

事務局より議案第1号第4項の調査報告をいたします。

権利者の●●●●株式会社は、●●●●で外国人への日本語及び慣習等の教育事業を営んでおります。

本件につきましては、令和7年10月の農業委員会総会において審議をしましたが、周辺地域における集落営農への支障を理由に不許可となりました。再申請にあたり地元農業委員等への説明を行っており、地域の草刈り、側溝清掃に参加するとのことでした。

申請にあたっては、●●●の●●●さんが所有する●●●の畠、●筆●●●●m²に5年間の賃借権を設定するものです。

営農計画では、地権者の●●さんから営農指導を受けながら、生姜や大和芋などを栽培します。農業専従者は会社役員の●●氏と社員の●●氏の2名で、外国人実習は一人一人を育成するため、1回3名程度に抑えて実施することでした。

特に問題は無いものと思われます。

よろしくご審議の程お願いします。

○議長

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたらお願いいたします。

○林委員

議席7番、林です。

前回は地域とのコミュニティーとの問題と機械がないとのことでしたが、機械はどうなっていますか。

○藤崎委員

議席番号10番、藤崎です。

先日本人と面談しました。

機械は●●さんから借ります。また、面積も5反歩程なので●●さんと時期をずらして使用するとのことです。●●さんにも確認しています。

○藤崎委員

面談した際の話では、●●さんが実際に作業をする。●●さんは研修には一切かわらないということで、研修は主に●●さんが担当します。●●さんは落花生を5年程経験があり、農繁期は週5日～6日従事する予定です。農閑期は週に2日～3日で管理作業をします。

○江川委員

議席14番、江川です。

●●●●株式会社ですが、新規就農というところが引っかかっていて、研修そのもののために農業をするということを伺っていたのですが、新規就農にあてはまるのかが疑問です。佐倉市の農地を使い自分で経営をして、そこで暮らしていくというのが本来の新規就農ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○事務局

こちら一般法人でございまして、前回もありましたが●●●●株式会社が●●のハウスを借りて社員が新規就農していちご栽培を行うのと同じ形態と考えています。

事務局でも●●さんにお会いしてお話を聞ききしたところ、●●さんが農業指導をすると申しておりました。

○江川委員

こちらの会社は農業の利益を還元して会社を大きくすることだと思いますが、そうすると農業経営とは少し趣旨が違うものと思いますが。

○事務局

補則説明をします。営農計画では落花生、生姜などで200万円～300万円の収益を見込んでおり、千葉農産振興協同組合に出荷する計画になっています。

○議長

他にございませんか。

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。議案第1号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手を

お願いします。

——— (賛成者挙手) ———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第4項は許可と決しました。
続きまして、議案第1号第5項の調査報告を事務局よりお願いします。

○事務局

事務局より議案第1号第5項の調査報告をいたします。
千葉市●●区の●●●●●●●●合同会社は太陽光発電事業を営んでおります。
申請にあたっては、●●●の畠●●筆、●●の畠●筆、合計●●●●m²に當農型太陽光発電施設を設置し、下部においては株式会社●●●●がサカキを栽培しております。
令和4年1月28日付けで3年間の許可がされおり、その期間が満了となるため、再度、区分地上権の設定を行い許可期間の延長を行うものです。
特に問題は無いものと思われます。
よろしくご審議の程お願いします。

○議長

それでは審議を行います。
何かご質問等がありましたらお願いいたします。

——— (発言者なし) ———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。
お諮りします。議案第1号第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

——— (賛成者挙手) ———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第5項は許可と決しました。
続きまして、議案第1号第6項の調査報告を眞野委員よりお願いします。

○眞野委員

議席番号 2 案の眞野です。

議案第 1 号第 6 項の調査報告をいたします。

権利者の●●の合同会社●●●●は、農業経営の規模拡大を図るため、義務者の●●●に住む●●●●さんとの話がまとまり、●●の水田●筆●●●●m²に使用貸借権を 10 年間設定するものです。●●●●は推進委員の●●さんとの会社です。特に問題は無いものと思われます。

よろしくご審議の程お願いします。

○議長

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたらお願いいたします。

—— (発言者なし) ——

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。議案第 1 号第 6 項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

—— (賛成者挙手) ——

○議長

挙手全員であります。よって、議案第 1 号第 6 項は許可と決しました。

続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてござります。それでは、事務局の説明をお願いします。

◎議案第 2 号の説明

○事務局長

議案第 2 号につきまして、ご説明いたします。

総会議案の 4 ページをご覧ください。

農地法第 5 条の規定による許可申請 4 件につきまして、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

それでは、議案第 2 号第 1 項についてご説明いたします。

申請者は、東京都の株式会社●●●●で、太陽光発電施設の設置や売電事業を営んでおります。

申請にあたっては、令和 4 年 1 月 28 日付で 3 年間の許可があつた営農型太

陽光発電施設の許可期間が令和7年12月24日に満了するため、●●●に住む●●●さんが所有する●●●の畠●筆、●●●●m²について、太陽光発電パネルの支柱部分0.37m²に一時転用を伴う賃借権の設定を行うものです。

申請地は、●●●号線から農免道路を●●●方面に1kmほど向かった●●●地先で第1種農地です。

許可要件につきましては、議案第2号第1項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

何かご質問がありましたらお願いします。

○立田委員

議席番号9番、立田です。

営農型太陽光発電ですので、営農がされているかを事務局でパトロールしてチェックをしてください。これは要望です。

○議長

他にございませんか。

無いようですのでこれより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号第1項について、申請のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

―――（賛成者挙手）―――

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第2項につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局長

議案第2号第2項につきまして、ご説明いたします。

申請者は、千葉市●●区の●●●●合同会社で太陽光発電事業を営んでおります。

申請にあたっては、令和4年11月28日付で3年間の許可があつた営農型太

陽光発電施設の許可期間が令和7年12月24日に満了するため、株式会社●●●●が所有する●●●の畠●●筆、●●の畠●筆、合計●●●●m²に太陽光発電パネルの支柱部分88.92m²に一時転用を伴う賃借権の設定を行うものです。

申請地は、●●●地先の畠地帯で農業振興地域内の農用地区域です。

許可要件につきましては、議案第2号第2項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

何かご質問等がありましたらお願いします。

----- (発言者なし) -----

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号第2項について、申請のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

----- (賛成者挙手) -----

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号第2項は許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第3項につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局長

議案第2号第3項につきまして、ご説明いたします。総会議案の6ページをご覧ください。

申請者は、●●の株式会社●●●●でリフォーム業を営んでおります。

申請にあたっては、社員、来客者用の駐車場が手狭となったため、事務所に近い●●●に住む●●●●さんが所有する●●の水田●筆、●●●m²を駐車場用地するために転用を伴う賃貸借をしようとするものです。

申請地は、●●小学校と●●●●●の間に位置する市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号第3項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。申請人を呼んであります。それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いします。なお、発言する際は举手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

株式会社●●●●の代理人の●●です。

●●●●はリフォーム工事業を行っており、社員の駐車場を計画しています。

申請地は整地し、隣地との間に土堰堤をつくり雨がいかないようにします。

現在、事務所の駐車場が手狭なため近くで駐車場を整備します。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

○立田委員

議席番号9番、立田です。

出入口はU字溝がない所からになりますか。

○申請人

はい。

○立田委員

砂利は敷きますか。

○申請人

整地のみで砂利は敷かない予定です。

○立田委員

出入口から道路に土砂が流出しないよう管理をお願いします。

○申請人

はい。

○議長

他にございますか。

----- (発言者なし) -----

○議長

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。
ご苦労様でした。

----- (申請人退席) -----

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。
お諮りいたします。
議案第2第3項について、申請のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

----- (賛成者挙手) -----

○議長

挙手全員であります。
よって、議案第2号第3項は許可相当と決しました。
続きまして、議案第2号第4項について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長

議案第2号第4項につきまして、ご説明いたします。
申請者は、●●●の株式会●●で産業廃棄物収集運搬業及びリフォーム業を営みます。

申請にあたっては、●●に住む●●●●さんが所有する●●●●の畝●筆、●●●●m²に資材置場及び駐車場を設置するために転用を伴う所有権移転をするものです。

申請地は県道●●●●●●●線沿いの●●●●地先で、市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号第4項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んであります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方はご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際は挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

申請人の株式会社●●●の代理人で●●と申します。

●●●は会社を起こして間もないのですが、以前は●●市で産業廃棄物の収集運搬業を営んでおりました。2年間お休みして再度起業をしました。申請地はリサイクルや産業廃棄物の置場でいっぱいになつたら処分場に運びます。

事業地にはコンテナ、トラックを置き、建物は建てません。周辺への影響は少なく、土工事もいたしません。また、産業廃棄物の収集運搬業は12月末に許可予定です。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたらお願いします。

○立田委員

議席番号9番、立田です。

申請地の樹木の伐採はしますか。

○申請人

フェンス際だと思いますがそのまま残します。

○立田委員

砂利敷きによる駐車スペースですので全面道路に砂利が飛散しないようお願いします。

○申請人

はい。

○議長

他にございますか。

----- (発言者なし) -----

○議長

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。
ご苦労様でした。

----- (申請人退席) -----

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。
お諮りいたします。
議案第2第4項について、申請のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

----- (賛成者挙手) -----

○議長

挙手全員であります。
よって、議案第2号第4項は許可相当と決しました。
続きまして、議案第3号 令和7年度第9次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、事務局の説明をお願いします。

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明いたします。

総会議案7ページをご覧ください。

令和7年度第9次農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農地の賃借を行うための農用地利用集積等促進計画（案）の作成を公益社団法人千葉県園芸協会から市長に依頼され、同条第3項の規定により農用地利用集積促進計画（案）に対する意見を聴取するものです。

利用権の種類といたしまして、賃借権等の設定が27件、64筆、62,607m²でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農地中間管理事業の推進に関する法律第3条の要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案8ページから14ページをご参照の程、お願ひいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がございました。

何かご質問等がありましたらお願いいたします。

—— (発言者なし) ——

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり意見なしと決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— (賛成者挙手) ——

○議長

挙手、全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり意見なしと決定いたしました。

○議長

続きまして、報告事項をお願いいたします。

◎報告事項

○事務局長

報告事項です。

- ・総会議案15ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出が3件。

- ・総会議案16ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出が3件。

- ・総会議案17ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出が1件。

- ・総会議案18ページをご覧ください。

利用権の中途解約に係る通知書が14件。

- ・総会議案19ページをご覧ください。

地目変更登記に係る法務局からの照会が6件となっております。

以上、報告いたします。

○議長

本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第9回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

==== 会議終結 ===